

指名停止措置の概要

## 1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
古郡建設株式会社	埼玉県深谷市稲荷町2-10-6

## 2 指名停止措置期間

令和6年1月31日～令和6年2月29日（1ヵ月）

## 3 指名停止措置の範囲

官庁営繕部の発注する工事

## 4 事実概要

古郡建設株式会社の使用人は、深谷市発注の皿沼浄水場更新工事で発生した事故において、熊谷労働基準監督署長に虚偽の報告をしたとして、令和5年11月13日、労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。

## 5 指名停止措置理由

上記4は、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当すると認められる。

<官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領>

別表第2第15号

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方としては不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内